



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*44 和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則 (商工観光労働総務課)..... 1
- \*45 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 ( " )..... 4

○ 告示

- 798 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防保安課)..... 5
- 799 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 6
- 800 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 7

## 規 則

### 和歌山県規則第44号

和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則を次のように定める。  
平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県（以下「県」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走（以下「競争」という。）に係るサーバ蓄積型電子マネー（以下「ポイント」という。）を使用して、通信回路を経由したインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機（以下「インターネット端末機」という。）等による勝者投票（以下「電子決済投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 電子決済投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、和歌山県営自転車競走実施条例（昭和37年和歌山県条例第27号）及び和歌山県営自転車競走実施規則（昭和37年和歌山県規則第72号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(電子決済投票の事務)

第3条 県は、電子決済投票を実施するため、和歌山競輪場において、電子決済投票に係る勝者投票券（以下「車券」という。）の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「電子決済投票業務」という。）を行う。

(電子決済投票の方式)

第4条 電子決済投票は、勝者投票を行おうとする者がインターネット端末機及び県が指定する端末機を使用して、県の管理する電子決済投票の電子計算機（以下「電子決済投票サーバ」という。）に勝者投票の内容を入力する方式による。

(委託)

第5条 県は、電子決済投票業務の全部又は一部を法第38条第1項の規定による指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）、他の地方公共団体又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた競技実施法人、他の地方公共団体又は私人は、次条から第29条までの規定に準じて電子決済投票業務を実施しなければならない。

(利用者)

第6条 電子決済投票を行うことができる者（以下「利用者」という。）は、県が別に定める電子決済投票の利用に関する規約を承諾し、県と電子決済投票に関する契約（以下「電子決済投票契約」という。）を締結した者とする。

(利用者の募集)

第7条 利用者の募集（公示方法及び募集人員等）は、県が別に定める方法により行う。

2 前項の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、あらかじめ、県が別に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に電子決済投票のための普通預金口座（以下「指定口座」という。）を開設するとともに、インターネット端末機により、次の各号に掲げる事項を電子決済投票サーバに登録しなければならない。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 電子メールアドレス
- (4) 自宅又は携帯電話の電話番号
- (5) 電子決済投票に係る暗証番号
- (6) 電子決済投票用パスワード
- (7) 指定口座の情報
- (8) 電子決済投票の利用開始年月日

3 新たに利用者となる応募者に係る確認行為は、取扱金融機関その他県が認めるものにおいて行うことができる。

(利用者の欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの
- (3) 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (5) 法人

(氏名等の変更)

第9条 利用者は、氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号又は指定口座の情報に変更があった場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(解約)

第10条 県は、利用者が電子決済投票契約の解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該電子決済投票契約を解約するものとする。

- (1) 第7条第2項の規定に基づく登録事項が真実でないことが発見されたとき。
- (2) 第8条第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県が利用者として不相当と認めたとき。

(利用者投票履歴)

第11条 県は、各利用者について、次の各号に掲げる事項を含む利用者投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第7条第2項の規定に基づく登録事項
- (2) 電子決済投票の利用年月日

(ポイントの預託)

第12条 利用者は、県が指定する方法により、電子決済投票を利用して車券を購入するため、あらかじめポイントを購入し、電子決済投票サーバに預託しなければならない。

2 利用者は、前項のポイントを使用して、100ポイント当たり100円の子券を購入することができる。

(車券)

第13条 車券の券面金額は、100円又は200円の整数倍に相当する金額とする。

(勝者投票法の種類)

第14条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、県が別に定める。

(競走の指定)

第15条 車券を発売する競走は、県が別に指定する。

(発売の日時)

第16条 車券の発売は、競走が開催される日(以下「競走開催日」という。)の前日の選手出走確定後から競走開催日の県が別に定める時間までの間に行う。

(購入限度額)

第17条 利用者の車券の購入限度額は、電子決済投票を行う際に、当該利用者により電子決済投票サーバに預託されているポイントに相当する額とする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(車券購入の方法)

第18条 電子決済投票に係る車券購入の方法は、県が別に定める。

(投票の成立)

第19条 電子決済投票は、インターネット端末機の投票に表示される確認画面において、利用者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票が電子決済投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第20条 車券を発売した後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第21条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、県が利用者に代わって受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第22条 車券の購入の申込みは、利用者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

(受付の拒否)

第23条 県は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第24条 車券の発売金の収納は、当該車券に係る競走開催日の属する節(3日間を単位として連続する競輪開催日をいい、他の競輪施行者の節を含む。)の最終日の翌々金融機関営業日(以下「決済日」という。)に、電子決済投票サーバに設置する利用者の管理口座から県の預金口座への振替により行う。ただし、やむを得ない事由により決済日に振り替えることができない場合は、決済日の翌金融機関営業日に振り替えるものとする。

(払戻金等の交付)

第25条 県は、第21条の規定により受領した払戻金又は返還金の交付については、利用者の希望により県が利用者に代わって電子決済投票サーバへ預託するポイントに相当する額を除いて、決済日に利用者の指定口座へ振り込む方法により行う。ただし、やむを得ない事由により決済日に振り込むことができない場合は、決済日の翌金融機関営業日に振り込むものとする。

(利用者投票履歴の閲覧)

第26条 利用者は、投票実施日から60日以内に限り、当該利用者の請求に基づき、第11条の利用者投票履歴を閲覧することができる。

（車券の閲覧）

第27条 第21条の規定により県が利用者に代わって受領した車券について、利用者は、当該車券に係る競走が実施される日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、県は、当該利用者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

（異議の申立て）

第28条 利用者は、当該利用者が行った電子決済投票による車券の購入に関し、当該車券に係る競走が実施される日から60日以内に、知事に対して異議を申し立てることができるものとする。

（投票の記録）

第29条 県は、利用者に係る電子決済投票の全ての内容を記録するものとし、その記録は60日間保存するものとする。ただし、前条の規定による異議の申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県規則第45号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走実施規則（昭和37年和歌山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第48条第2項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第71条第1項第3号中「はり付けた者」を「貼り付けた者」に改める。

第73条第1項第5号中「競走番号」の次に「（重勝式勝者投票法にあつては、組）」を加え、同項第6号を次のように改める。

（6）選手番号（連勝単式勝者投票法、連勝複式勝者投票法及び重勝式勝者投票法にあつては、組）

第74条中「規定する電話投票」の次に「及び和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則（平成23年和歌山県規則第44号）第1条に規定する電子決済投票」を加える。

第74条の2第1項を次のように改める。

勝者投票法は、単勝式勝者投票法、連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法（以下「基本勝者投票法」という。）並びに重勝式勝者投票法の4種とする。

第74条の2に次の1項を加える。

4 重勝式勝者投票法は、三重勝単勝式勝者投票法、五重勝単勝式勝者投票法及び四重勝選手番号二連勝複式勝者投票法とする。

第74条の4中「連勝単式勝者投票法は連勝複式勝者投票法と」を「第74条の2第1項の規定により定められた勝者投票法のうち一部又は全てを」に改める。

第75条中「車券」の次に「（重勝式勝者投票法に係るものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を所定の掲示板に掲示したとき以降に開始し、対象となる競走のうち最初に実施される競走の発走前に締め切る。

第77条第1項中「車券」の次に「（重勝式勝者投票法に係るものを除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

8 重勝式勝者投票法において、当該重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の投票が第1項、第2項及び前項の規定により無効となったときは、当該投票の車券に表示された選手（連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、その車券に表示された組）をその車券に表示する重勝式勝者投票は、

これを無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

9 入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対して発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第79条中「競走」の次に「（重勝式勝者投票法にあつては、対象となる競走のうち最後に実施される競走」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第12条第3項に規定する指定重勝式勝者投票法にあつては、前項の規定にかかわらず、勝者投票に的中者がいないときは、払戻金を交付しないことを掲示する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第798号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
有 田	1	平成23年9月28日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
	2	平成23年9月28日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成23年9月29日	午前9時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成23年10月11日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成23年10月11日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成23年10月12日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441番地
	3	平成23年10月12日	午後1時30分から	同上	同上
	1	平成23年10月18日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（ブラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成23年10月18日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成23年10月19日	午前9時30分から	同上	同上

和歌山	1	平成23年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成23年10月20日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成23年10月20日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成23年10月21日	午前9時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料  
受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所  
受講申請書は、平成23年9月6日（火）から同月8日（木）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。
- 5 受講対象者  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間  
(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間  
(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び総務部危機管理局消防保安課に問い合わせること。

#### 和歌山県告示第799号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月6日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成23年7月6日
- 2 名称  
特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
- 3 代表者の氏名  
岩田誠
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住みよい豊かな社会の実現のために、市民自身の手による新しい社会のしくみ創りをめざし、起業型エヌピーオーの育成・発展にとりくむことを中心としつつ、エヌピーオー活動のさらなる推進を図り、市民社会の醸成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第800号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩 歯 3-23	保澤歯科医院	岩出市山594-2 シャルマンF1階	平成 23.6.1
海南医 113-23	ふじた眼科	海南市沖野々259番地	平成 23.6.20